

5. 実施すべき事業

交通バリアフリー法第2条第9項、第11項、第12項^{*})に基づいた特定事業の内容を示します。

なお、事業のスケジュールについては、短期（H14～H18）と長期（H18～H22）に区分けします。 *) 条文については、資料参照。

(1) 公共交通特定事業

< JR 西日本旅客鉄道株式会社 >

公共交通特定事業では、高齢者や障害者などにとって最もバリアを感じる部分について重点的に整備を行い、バリアフリー化を図っていくことを整備の基本的な方針としています。

箇所	内容	スケジュール		課題	備考
		短期	長期		
エレベーター	・エレベーターの設置				改札階とホーム階を結ぶエレベーターを設置します。 (上り・下り各1基ずつ)
ホーム	・ホーム上の舗装の整備・補修				不備な部分については補修・修繕していきます。
階段	・階段の改良				2段手すりの設置や段鼻の改良などを検討しています。
案内	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				不備な部分については補修・修繕していきます。
トイレ	・車いす対応型トイレの改良				だれもが利用しやすいようバリアを解消していきます。

事業化にあたっては国や府、市などの財政支援制度と整合しながら進めていきます。

関連事業等

・車両

移動円滑化された新造車両を随時導入していきます。

・カードシステム

切符購入や乗り換えなどの利便性の向上のため、カードシステムの導入を検討します。

・社員教育、訓練

バリアフリーに対する継続的な社員教育、訓練、対応マニュアルなどの充実を図ります。

< 近鉄バス株式会社 >

現在、近鉄バスでは管轄する全バス路線及び全バス停留所を対象として順次バリアフリー化に取り組んでいます。

そのため、JR 志紀駅周辺地区のみを対象とした事業化は、困難な状況にあります。

ただし、今回頂いた意見については今後整備を進める上での配慮すべき事項としてとらえています。

関連事業等

・ 車両

低床バス（ワンステップバス、リフト付きバス）を随時導入していきます。

・ カードシステム

切符購入や乗り換えなどの利便性の向上のため、カードシステムの導入を検討します。

・ 社員教育、訓練

バリアフリーに対する継続的な社員教育、訓練、対応マニュアルなどの充実を図ります。

(2) 道路特定事業

道路特定事業は、重点整備地区内においてバリアフリー化の必要性の高い特定経路上で実施する事業です。

事業実施に際しては、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準を遵守しながら整備を行っていきます。

箇所	内容	スケジュール		課題	備考
		短期	長期		
国道 25 号 (管理者：国)	・歩道、交差点部の拡幅				用地取得が必要となります。
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				
	・歩道の改良				地元協議が必要となります。
府道八尾道明寺線 (管理者：大阪府)	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				
	・歩道の改良				区域外についても、随時事業化を行います。
市道志紀第 22 号線 (管理者：八尾市)	・歩道、交差点部の拡幅				商店街及び地元と協議が必要となります。
	・道路附属物などの集約				
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				歩道網整備が完了した後に、設置します。
市道曙川第 281 号線 (管理者：八尾市)	・概ね整備済み	-	-	-	当経路については、概ねバリアフリー整備済みです。
市道曙川第 73 号線 (管理者：八尾市)	・歩道の改良				道路附属物の移設や、交差点についての改良を検討します。

* 歩道の改良とは、段差、勾配、傾斜、舗装、溝などの改良のことを示します。

関連事業等

・看板、陳列商品

地元・商店街と協働しながら、通行上の支障となる店頭の看板、はみだし陳列商品などの抑制を継続的に行います。

また、利用者のモラル向上に向けた啓発活動を行います。

・志紀駅前歩道橋の検討

志紀駅前歩道橋については、地域住民の理解と協力を得ながら安全面や利用者の交通量、地域の意見などをもとに検討を行います。

(3) 交通安全特定事業

< 公安委員会 >

箇所	内容	スケジュール		課題	備考
		短期	長期		
志紀住宅西 交差点	・バリアフリー化に対応する信号機の改良 (視覚障害者用付加装置の設置)				

関連事業等

・経路上の取り組み

通行上の障害となるもの（放置自転車・違法駐車、通行の支障となる看板・陳列商品など）の取り締まりの強化、防止のための広報・啓発活動を継続的に行います。

6. その他経路に関する事業

ここでは、その他経路として位置づけた道路について、実施する事業内容を示します。

これらの道路は、交通バリアフリー法で規定されていませんが、全体構想に記載する「4. 八尾市交通バリアフリーの整備構想（歩行空間について）」に基づいて、可能な限りバリアフリー化を図っていきます。

箇所	内容	スケジュール		課題	備考
		短期	長期		
駅前通路 (管理者：JR 西日本)	・概ね整備済み	-	-	-	当経路については、概ねバリアフリー整備済みです。
市道志紀第 20 号線	-				踏切の幅幅については、遮断車両の台数などにより踏切のあり方について鉄道事業者と道路管理者との考え方に相違があるため、本基本構想の中では具体的な事業化についての記述はせずに継続して協議を行います。
市道志紀第 23 号線 (管理者：八尾市)	・グレーチング蓋替え				
	・歩道の改良				
市道志紀第 26 号線 (管理者：八尾市)	・グレーチング蓋替え				
	・歩道の改良				地元と共同してマナー向上の啓発を行います。

* 歩道の改良とは、段差、勾配、傾斜、舗装、溝などの改良のことを示します。

7. 検討課題を有する事項

現時点では技術的な課題を有するため事業化の計画はできませんが、今後長期的に取り組むべき事項について示します。

< 駅舎 >

・転落防止措置

ホームドア、可動式ホームさくなどの設置については、車両種別が多く扉位置や停車位置が異なることなど解決のための技術的課題があり、現状では、点状ブロックを適切に敷設することで対応しています。

また、万一転落した際の列車を避ける待避スペース、ホームへ上るステップを設けています。

・車両とホームの段差

車両の浮き沈みや各駅のホーム高さのばらつきなど解決のための技術的課題があり、現状では渡り板（スロープ板）で対応しています。

・車両とホームの隙間

ホームと軌道の湾曲や車両との接触防止など解決のための技術的課題があり、現状では渡り板（スロープ板）で対応しています。

・渡り板（スロープ板）について

渡り板の形状については、駅ごとに異なった形状のものを導入していますが、今後、すべりにくく脱輪しにくいものに統一し、随時更新していきます。

・券売行為について

機器下部の蹴り込みや金銭投入口の高さなど、解決すべき課題はありますが、券売行為が困難な方には、基本的に窓口での切符購入で対応しています。